

(表 面)

第 号	有料老人ホーム調査員の証	所属庁	職 名	氏 名	<p>右の者は、老人福祉法に基づいて有料老人ホームを調査することができる職員であることを証明する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">厚生大臣</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">(印)</p>
--------	--------------	-----	-----	-----	--

(裏 面)

老人福祉法(抄)
(報告の徴収等)
第十八条

2 都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(緊急時における厚生大臣の事務執行)
第三十四条の二 第十八条第二項及び第十九条第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務(同項の規定による認可の取消しを除く。)又は第二十九条第三項及び第四項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は有料老人ホームの入所者の保護のため緊急の必要があると厚生大臣が認める場合にあつては、厚生大臣又は都道府県知事が行うものとする。

備考 この証明書は、日本工業規格B列八番とし、厚紙を用いること。

別記様式第四号の次に次の様式を加える。

別記様式第五

(裏 面)

老人福祉法(抄)
(届出等)
第二十九条

3 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その施設の設備若しくは運営について調査させることができる。

(緊急時における厚生大臣の事務執行)
第三十四条の二 第十八条第二項及び第十九条第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務(同項の規定による認可の取消しを除く。)又は第二十九条第三項及び第四項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は有料老人ホームの入所者の保護のため緊急の必要があると厚生大臣が認める場合にあつては、厚生大臣又は都道府県知事が行うものとする。

老人福祉法施行規則(抄)
第二十一条 法第二十九条第三項の規定により有料老人ホームを調査する当該職員は、その身分を示す別記様式による証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

備考 この証明書は、日本工業規格B列八番とし、厚紙を用いること。

附 則

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式により使用されている証明書については、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

○厚生省令第四十三号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)及び児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の規定に基づき、並びに同法を実施するため、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月二十八日

厚生大臣 丹羽 雄哉

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条の三」を「第三十六条」に、「第三十六条の四」を「第三十六条の二」に、「第三十九条の八」を「第三十九条の六」に改める。

第九条第一項中「都道府県知事」を「市町村長」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十四条第二項、第十五条第二項及び第十六条第二項を削る。

第十七条を次のように改める。
第十七条 削除

第二十三条第五項を削る。

第三十六条の五に次の一項を加える。
法第五十九条の五第二項の規定により厚生大臣に適用があるものとされた法第三十四条の四第二項（同法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する証明書は、第四号の五様式による。

第三十九条の二第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

令第十三条第二項に規定する厚生省令で定める基準は、次のとおりとする。

第三十九条の三第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

令第十三条第三項に規定する厚生省令で定める事項は、次のとおりとする。

第三十九条の三第二項を次のように改める。

令第十三条第四項に規定する厚生省令で定める事項は、前項第四号に掲げる事項（厚生大臣の定める修業教科目並びにその単位数及び履修方法並びに学生の定員に関する事項に限る。）とする。

第三十九条の三第三項を次のように改める。

令第十三条第五項に規定する厚生省令で定める事項は、第一項第一号及び第二号に掲げる事項、同項第四号に掲げる事項（修業年限、前年の厚生大臣の定める修業教科目以外の修業教科目並びにその単位数及び履修方法並びに入所資格並びに単位の算定方法に関する事項に限る。）並びに同項第七号に掲げる事項（学校に係る事項を除く。）とする。

第三十九条の四を削り、第三十九条の五各号列記以外の部分を次のように改め、同条を第三十九条の四とする。

令第十三条第六項に規定する厚生省令で定める事項は、次のとおりとする。

第三十九条の六及び第三十九条の七を削り、第三十九条の八各号列記以外の部分を次のように改め、同条を第三十九条の五とする。

令第十三条第九項に規定する厚生省令で定める事項は、次のとおりとする。

第三十九条の五の次に次の一条を加える。

第三十九条の六 法第十一条第一項第一号並びに児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十八条第一号、第四十三号第一号及び第八十二条第一号の指定の申請は、学校又は施設を設置者が第三十九条の三第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生大臣に提出することにより行うものとする。

令第十三条第四項から第九項まで及び第十五項の規定は、前項の規定により指定のあつた学校又は施設（以下この条において「指定養成施設」という。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる令第十三条の規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項	指定保育士養成施設	指定養成施設
第五項	指定保育士養成施設 設置者が都道府県である場合は厚生大臣に、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に	厚生大臣に
第六項	指定保育士養成施設 設置者が都道府県である場合は厚生大臣に、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に	厚生大臣に
第七項	指定保育士養成施設	指定養成施設
第八項	指定保育士養成施設	指定養成施設
第九項	指定保育士養成施設 、当該指定保育士養成施設の設置者が都道府県である場合は厚生大臣に、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に	厚生大臣に
第十五項	指定保育士養成施設及び保育士試験の試験科目、受験の手續その他保育士試験	指定養成施設

第四十九条に次の一項を加える。

法第五十九条の五第二項の規定により厚生大臣に適用があるものとされた法第五十九条第一項に規定する証票は、第十号の様式による。

第五十条の二中「又は指定都市の市長その他の機関」を削り、「処理し又は行う」を「処理する」に改め、同条の表中「第十二条」及び「第十七条」を削り、同表中第三十九条の三第一項及び第三十九条の五の項を削る。

第五十条の三中「又は中核市の市長その他の機関」を削り、「処理し又は行う」を「処理する」に改め、同条の表中「第十二条」及び「第十七条」を削り、同表中第三十九条の三第一項及び第三十九条の五の項を削る。

第四号様式中「（表）」を「（表）」に改める。

第四号の四様式中「第三十六条の五」を「第三十六条の五第一項」に改め、同様式（表）中「厚生大臣又は」を削り、「（同法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）」を「又は同法第四十六条」に改め、同様式（裏）を次のように改める。

裏

- ① 児童福祉法第三十四条の四 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童居宅生活支援事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- ② 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- ③ 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- ④ 児童福祉法第四十六条 都道府県知事は、前条の最低基準を維持するため、児童福祉施設の長、里親及び保護受託者に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- ② 第三十四条の四第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- ③・④ (略)

第四号の五様式を次のように改める。

第四号の五様式(第三十六条の五第二項関係)

表 縦十センチメートル
横八センチメートル

証 明 書
第 号 平成 年 月 日交付
所 属 職 氏

名
厚生大臣 印

右の者は、児童福祉法第五十九条の五第二項の規定により厚生大臣に適用があるものとされた同法第三十四条の四又は同法第四十六条の規定による質問又は立入検査をする職権を行う者であることを証明する。

裏

児童福祉法第三十四条の四 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童居宅生活支援事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- ③ 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- ④ 児童福祉法第四十六条 都道府県知事は、前条の最低基準を維持するため、児童福祉施設の長、里親及び保護受託者に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- ② 第三十四条の四第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- ③・④ (略)

- ② 児童福祉法第五十九条の五 第二十一条の四第一項(第二十一条の九第八項において準用する場合を含む)、第三十四条の四第一項、第三十四条の五、第四十六条及び第五十九条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、児童の利益を保護する緊急の必要があると厚生大臣が認める場合にあつては、厚生大臣又は都道府県知事が行うものとする。
- ③・④ (略)

第十号様式中「第四十九条」を「第四十九条第一項」に改め、同様式(表)中「厚生大臣又は」を削り、同様式(裏)を次のように改める。

裏

- ② 児童福祉法第五十九条 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、第三十六条から第四十四条までの各条に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五条第三項の届出をしていないもの又は同条第四項の認可を受けていないもの(前条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む)については、その施設の設置者若しくは管理者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証書を携帯させなければならない。
- ③ 第三十四条の四第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第十号様式の次に次の様式を加える。

第十号の二様式(第四十九条第二項関係)

表 縦十センチメートル
横八センチメートル

証 明 票
第 号 平成 年 月 日交付
所 属 職 氏

名
厚生大臣 印

右の者は、児童福祉法第五十九条の五第二項の規定により厚生大臣に適用があるものとされた同法第五十九条第一項の規定による質問又は立入検査をする職権を行う者であることを証明する。

裏

児童福祉法第五十九条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があるときは、第三十六條から第四十四條までの各條に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五條第三項の届出をしていないもの又は同條第四項の認可を受けていないもの（前條の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む）については、その施設の設置者若しくは管理者に對し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その施設に立ち入りその施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

第三十四條の四第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第三十四條の四第三項の規定は、前項の場合について準用する。

児童福祉法第五十九條の五 第二十一條の四第一項（第二十一條の九第八項において準用する場合を含む）、第三十四條の四第一項、第三十四條の五、第四十六條及び第五十九條の規定により都道府県知事の権限に属するものとされてゐる事務は、児童の利益を保護する緊急の必要があると厚生大臣が認める場合に於ては、厚生大臣又は都道府県知事が行うものとする。

附 則

（施行期日）
1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（指定養成施設の經由事務に関する経過措置）
2 この省令の施行前に、現に都道府県知事に対してなされた改正前の第三十九條の四に規定する指定の申請、第三十九條の五に規定する報告及び第三十九條の八に規定する指定の取消の申請については、なお従前の例による。

○厚生省令第四十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十五條第一項の規定に基づき、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月二十八日

厚生大臣 丹羽 雄哉

令 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令

児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「児童福祉審議会」を「法第八條第四項に規定する都道府県児童福祉審議会」に、「規定により地方社会福祉審議会」を「規定により同法第六條第二項に規定する地方社会福祉審議会（以下この項において「地方社会福祉審議会」という。）」に改める。

第二十五條中「児童福祉司」を「法第十一條第一項に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）」に改める。

附 則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

○厚生省令第四十五号

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）の施行に伴い、母体保護法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月二十八日

厚生大臣 丹羽 雄哉

令 母体保護法施行規則の一部を改正する省令

母体保護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七條第二項を削る。

第二十八條第一項中「第九條」を「令第七條第一項に規定する厚生省令で定める申請、届出その他の行為は、第九條」に、「第十五條第二項及び前條第一項」を「及び第十五條第二項」に改め、「は、住所地の保健所長を經由して行うもの」を削り、同條第二項中「第十六條」を「令第七條第二項に規定する厚生省令で定める申請及び届出は、第十

六條」に改め、「は、認定講習実施地の保健所長を經由して行うもの」を削る。

別記様式第十四号を削る。

附 則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

○厚生省令第四十六号

母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律百二十九号）第二十四條の規定に基づき、母子及び寡婦福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月二十八日

厚生大臣 丹羽 雄哉

○厚生省令第四十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十九條の九第四項の規定に基づき、及び同法を実施するため、健康保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月二十八日

健康保険法施行規則の一部を改正する省令

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。
第七十四條中「様式第十三号」の下に「介護保険第二号被保険者である日雇特例被保険者にあつては、様式第十三号の二」を加える。

第七十六條の次に次の一條を加える。

（日雇特例被保険者手帳の交換）

第七十六條の二 日雇特例被保険者は、介護保険第二号被保険者に該当しなくなつたときは、直ちに都道府県知事又は指定市町村長に日雇特例被保険者手帳を提出して、その交換を申請しなければならない。この場合において、当該日雇特例被保険者が第九十三條第二項の規定により読み替へて準用される第十七條ノ二第一項の規定により行う届出は、当該申請と同時に行うものとする。

2 前項の申請があつたときは、都道府県知事又は指定市町村長は、当該申請の際提出された日雇特例被保険者手帳（以下この項において「旧手帳」という。）に代えて様式第十三号による日雇特例被保険者手帳を交付するものとする。ただし、旧手帳に印紙をはり付けるべき余白があるときは、都道府県知事又は指定市町村長は、当該旧手帳に介護保険第二号被保険者に該当しない旨の確認の表示を行つて返付するものとし、この場合において、当該旧手帳は様式第十三号によるものとみなす。

3 前二項の規定は、日雇特例被保険者が介護保険第二号被保険者に該当することとなつたときについて準用する。この場合において、第一項中「第十七條ノ二第一項」とあるのは、「第十七條ノ三第一項」と、第二項中「様式第十三号」とあるのは「様式第十三号の二」と読み替へるものとする。第九十八條第一項中「様式第十八号」の下に「介護保険第二号被保険者である日雇特例被保険者に係る報告にあつては、様式第十八号の二」を加える。

様式第十三号を次のように改める。

母子及び寡婦福祉法施行規則の一部を改正する省令

母子及び寡婦福祉法施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十四條中「又は指定都市の長その他の機関若しくは職員」を削り、「処理し、又は行う」を「処理する」に改める。

第十五條中「又は中核市の長その他の機関若しくは職員」を削り、「処理し、又は行う」を「処理する」に改める。

附 則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

厚生大臣 丹羽 雄哉